

市民のリアル 議会や議員のイメージは？



「ふきたらふたつなるの〜」「こんな条例であってほしいな!」
等々、次ページ以降で解説します。

2・3ページでは、議員が感じていること、市民が持つ議会や議員に対するイメージを掲載しました。皆さんが議会や議員に持つイメージはどのようなものがあるでしょうか？
近年、地方議会ではさまざまな議会改革の取り組みが行われています。本市議会でも『市民が期待する開かれた議会』『身近な議会』としてのあるべき姿をめざし努力しています。
そして現在、より一層市民の思いを市政に反映し、市政の発展および市民福祉の増進に貢献する議会をめざして、『議会基本条例』の制定に向けた検討を行っています。

福津市議会の取り組み

議員のリアル

使命感がある
使が
多
く
の
声
を
集
め
て
前
進

ありがたい最大の励み
課題解決の喜び
変革の瞬間
SNSでの中傷
若い世代との交流で手応え

理不尽な批判
権限の壁
市への発展に
寄与したい

小さな声を丁寧
に聞き板挟み
尽きない知識欲
頼られると
頑張れる

仕事を休みの
境界がない
両立の
難しさ

家族時間の欠落
蔵
無
尽
蔵
の
実
感

声が届ける
責任感
揺らぎ
一般質問での問題提起で
市政が変わる実感

知らないコストの増大
見えないコストの増大

議会と市民の間にある現実

最終話 議会基本条例 意見求む!

議会基本条例の制定にあたり、市民の皆さまからのご意見を反映させるため「福津市議会基本条例（案）」へのパブリックコメント※を実施します。皆さまからのご意見を募集します。 ※11Pコラム参照

◆募集期間
令和8年1月21日～3月2日（41日間）

◆意見提出できる人
市内に在住・在勤・在学する個人や団体など

◆条例案の閲覧場所
市議会公式ホームページ

市役所
市立図書館
ふくとびあ
フクスタ
市中央公民館
宮司コミュニティセンター
津屋崎行政センター
カメリアステーション図書館・歴史資料館
各郷づくり拠点施設

◆意見書提出方法
意見は紙に書くかメール等、必ず形に残る方法で。
個人の場合は、住所と氏名、団体の場合は、団体名と代表



者の氏名を明記してください。
なお、各郷づくりを除く、条例案の閲覧場所には、意見書提出箱を設置しています。

・郵送で提出の場合
〒811-3293（住所不要）
福津市議会事務局宛て
※3月2日の消印有効
・メールで提出の場合
bikai@city.fukutsu.lg.jp
送付してください。なお、10MBを超えるデータは受信できない場合がありますので、事前にご確認ください。

・市議会HPから提出の場合
トップページ「お知らせ」に掲載中の意見募集ページ、または左記のQRから提出してください。

条例案の詳しい内容もHPから閲覧できます。

詳細はこちら

議会がどんな考えで動くのか、そして議会や議員がどんな役割や責任を持つのかを、みんなにわかりやすく示すための「議会の基本ルール」を作ることとしています。ルールを作ることで、議会がもっと良い働きをして、市民の願いや信頼に応えられるようになります。その一方で、より良い市政を実現し、市民の暮らしを向上させることをめざしています。

なぜ必要？

第壹話 議会基本条例 なぜ必要？ できたらどうなる？

できたらどうなる？
議会、議員の
五つの活動原則

- 一、開かれし議会
市民に分かりやすい議会にするため、開かれた議会をめざします。例えば、常任委員会をすべて原則公開にします。
- 二、遵法、公平、公正、透明
法令を遵守し、公平性、公正性、透明性を確保します。
- 三、信頼に至る議論、詳細にして慎重
意思決定において、市民の信頼に応えるため、詳細かつ慎重な審議をつくします。
- 四、市民の声、把握に努む
市民意見の把握に努めます。例えば、請願者等から委員会での説明を受けます。
- 五、代表として、公正なる市政の実現をめざす
市民の代表として、市政の公正で適切な政策、施策、事務執行の実現をめざします。

第貳話 議会基本条例 どういうもの？

議会基本条例は全9章で、議会・議員の活動原則のほかに、市民・市長との関係を明確にし、議会機能強化や定数・報酬、政治倫理、情報公開、災害対応まで幅広く規定します。
条例および解説文案はQRからお読みください。

議会基本条例の構成

- | | |
|---|---|
| 第1章：総則（議会基本条例の目的） | 第5章：機能の強化と充実（委員会、公聴会・参考人制度、専門的知見の活用、政務活動費、研修） |
| 第2章：活動原則（議会の活動原則、議員の活動原則） | 第6章：体制整備（議会事務局、議会図書室） |
| 第3章：市民との関係（会議の公開、情報発信・広報、市民参加、説明責任、請願・陳情） | 第7章：定数・報酬・政治倫理（議員定数、議員報酬、政治倫理） |
| 第4章：市長等との関係（政策の立案及び提案・提言、監視と評価、説明要求等） | 第8章：災害時における業務継続 |
| | 第9章：条例の位置付け・見直し |



議会基本条例 制定までの流れ

